

約款・規程集の一部改定のご案内

2026年4月
おきぎん証券株式会社

第12章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び 特定非課税累積投資に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第3条の3 (特定累積投資勘定の設定) (1) (現行通り)</p> <p>(2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、<u>これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出又は当該廃止通知書等記載事項の提供(以下、「廃止通知の提出又は提供」といいます。)</u>があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知の提出又は提供があつた場合には、同日)において設けられます。</p> <p>第7条 (譲渡の方法) (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>(2) (現行通り)</p> <p>(3) 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条</p>	<p>第3条の3 (特定累積投資勘定の設定) (1) (省 略)</p> <p>(2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、<u>所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)</u>において設けられます。</p> <p>第7条 (譲渡の方法) (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条</p>

新	旧
<p>の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>	<p>の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>
<p>第9条の5（非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い）</p>	<p>第9条の5（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）</p>
<p>お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合又は当該勘定が同条第22項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、お客さまのご指示を踏まえて速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p>	<p>お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、お客さまのご指示を踏まえて速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p>
<p>第9条の6（非課税口座の開設について）</p>	<p>（新設）</p>
<p>当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて廃止通知の提出又は提供を受けた場合、当社は、当該廃止通知の提出又は提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p>	
<p>第9条の7（特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて）</p>	<p>第9条の6（特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて）</p>
<p>お客さまが特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。</p>	<p>お客さまが特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。</p>
<p>第13条（異動、出国、死亡時の取扱い） 次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当する届出書を提出していただきます。</p>	<p>第13条（異動、出国、死亡時の取扱い） 次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当する届出書を提出していただきます。</p>
<p>①（現行通り） ② 出国により国内に住所及び居所を有しないこととなった場合は、租税特別措置法第37条の14第23項第2号の規定により、出国届出書を提出していただきます。 ③（現行通り）</p>	<p>①（省略） ② 出国により国内に住所及び居所を有しないこととなった場合は、租税特別措置法第37条の14第22項第2号の規定により、出国届出書を提出していただきます。 ③（省略）</p>
<p>第14条（契約の解除）</p>	<p>第14条（契約の解除）</p>
<p>(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲</p>	<p>(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲</p>

新	旧
<p>げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① (現行通り)</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14第23項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第25項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)</p> <p>③ (現行通り)</p> <p>④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ (現行通り)</p> <p>(2) (現行通り)</p>	<p>げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>

第13章 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第9条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>(1) 第7条若しくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(2) <u>次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</u></p> <p>① <u>非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</u></p> <p>② <u>お客さまがその年の1月1日において18歳である年の1月1日</u></p> <p>③ <u>2026年1月1日</u></p> <p>第18条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>(1) 第16条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(2) <u>次に掲げるいずれか遅い日において未成年</u></p>	<p>第9条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第7条若しくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第18条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第16条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

新	旧
<p>年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</p> <p>② お客さまがその年の1月1日において18歳である年の1月1日</p> <p>③ 2026年1月1日</p> <p>第27条（非課税口座のみなし開設）</p> <p>(1) 2024年以後の各年(その年の1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 前項の場合には、お客さまがその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまの間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。</p> <p>第28条（本契約の解除）</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① (現行通り)</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 第18条(2)に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>⑤ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客さまが出国の日の前日までに第12条(1)の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第</p>	<p>第27条（非課税口座のみなし開設）</p> <p>(1) 2024年以後の各年(その年の1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 前項の場合には、お客さまがその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまの間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。</p> <p>第28条（本契約の解除）</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 (新設)</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客さまが出国の日の前日までに第12条(1)の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第</p>

新	旧
<p>20 項第 1 号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑥ お客さまが出国の日の前日までに第 12 条(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに同条(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合その年の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑦ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手續きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p>	<p>20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ お客さまが出国の日の前日までに第 12 条(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに同条(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合その年の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手續きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p>